

令和3年度 徳島支部事業計画(案)について

令和3年度 徳島支部事業計画（案）

令和3年度（案）	令和2年度（現）
<p>1. 基盤的保険者機能関係</p> <p>（1）基盤的保険者機能関係 適用・徴収業務、給付業務等の基盤的業務を適正かつ迅速に行うとともに、サービス水準を向上させ、さらに業務の標準化、効率化、簡素化の取組を進める。また、健全な財政運営に努める。</p> <p>① 健全な財政運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中長期的な視点による健全な財政運営に資するため、経済情勢の悪化による協会財政への影響が懸念される状況を踏まえ、支部評議会において丁寧な説明をした上で、保険料率に関する議論を行う。 ・ 今後、厳しさが増すことが予想される協会の保険財政について、加入者や事業主にご理解いただくため、協会決算や今後の見通しに関する情報発信を行う。 ・ 各審議会等の協議の場において、安定した財政運営の観点から積極的に意見発信を行う。 <p>② サービス水準の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現金給付の申請受付から支給までの標準期間（サービススタンダード：10日間）を遵守する。 ・ 加入者・事業主の利便性の向上や負担軽減の観点から、郵送による申請を促進する。 ・ お客様満足度調査、お客様の声に基づく加入者・事業主の意見や苦情等から支部の課題を見だし、迅速に対応する。 	<p>1. 基盤的保険者機能関係</p> <p>【目的・目標】 基盤的保険者機能を盤石なものとするため、現金給付等の業務処理の標準化・効率化・簡素化を徹底し、併せて、日々の業務量の多寡や優先度に応じた柔軟な業務処理体制の定着を図り、業務の生産性の向上を目指す。 また、業務改革検討プロジェクトで判明した課題への対策を推進する。</p> <p>（1）基盤的保険者機能関係 適用・徴収業務、給付業務等の基盤的業務を適正かつ迅速に行うとともに、サービス水準を向上させ、さらに業務の標準化、効率化、簡素化の取組を進める。また的確な財政運営を行う。</p> <p>① サービス水準の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ お客様満足度調査を活用したサービス水準の向上に努めるとともに、現金給付の申請受付から支給までの標準時間（サービススタンダード：10日間）を順守する。

- KPI : ① サービススタンダードの達成状況を 100%とする
- ② 現金給付等の申請に係る郵送化率を 90.7%以上とする

③ 限度額適用認定証の利用促進

- ・ オンライン資格確認の実施状況を踏まえ、引き続き事業主や健康保険委員へのチラシやリーフレットによる広報並びに地域の医療機関及び市町村窓口申請書を配置するなどにより利用促進を図る。
- ・ 医療機関の窓口で自己負担額を確認できる制度について、積極的に周知を図る。

④ 現金給付の適正化の推進

- ・ 標準化した業務プロセスを徹底し、審査業務の正確性と迅速性を高める。
- ・ 傷病手当金と障害年金等との併給調整について適正に履行し、現金給付の適正化を推進する。
- ・ 不正の疑いのある事案については、支部の保険給付適正化PTにて議論を行い、事業主への立入検査を積極的に行う。また、不正の疑われる申請について重点的に審査を行う。

⑤ 効果的なレセプト内容点検の推進

- ・ レセプト点検の効果向上に向けた行動計画に基づき、レセプト点検の質的向上とシステムを活用した効率的な点検により、査定率向上に取り組む。
- ・ 社会保険診療報酬支払基金の「支払基金業務効率化等・高度化計画」に基づいた、令和3年9月の審査支払新システム導入等による支払基金改革を踏まえ、今後のレセプト点検の在り方について検討する。
- ・ 四国ブロック各支部との連携を強化し、研修の実施等により情報共有化を図る。

- KPI : ① 社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率 (※) について前年度以上とする

(※) 査定率 = レセプト点検により査定 (減額) した額 ÷ 協会けんぽの医療費総額

② 協会けんぽの再審査レセプト 1 件当たりの査定額を対前年度以上とする

- ・ 多受診者等への対応として、加入者の健康維持及び医療費適正化のため、1 か

- KPI ① サービススタンダードの達成状況を 100%とする。
- ② 現金給付等の申請に係る郵送化率を 83.2%以上とする。

② 業務改革の推進に向けた取組

- ・ 現金給付等の業務処理手順の更なる標準化の徹底と役割を明確にした効率的な業務処理体制の定着により、業務の生産性の向上を目指す。

③ 現金給付の適正化の推進

- ・ 傷病手当金・出産手当金等の請求において、不正の疑いのある事案については、支部の保険給付適正化PTの議論を経て事業主への立入検査を実施するなど、不正請求防止に努める。
- ・ 傷病手当金と障害年金等との併給調整、又労災休業補償の重複確認について、会計検査院からの指摘も踏まえ、確実に実施する。

④ 効果的なレセプト点検の推進

- ・ システム点検の効果的な活用や点検員のスキルアップを目指した、レセプト内容点検効果向上計画に基づき効果的なレセプト点検を推進する。
- ・ 社会保険診療報酬支払基金改革の効果を見据え、レセプト点検のあり方を検討する。
- ・ 四国ブロック各支部との連携を強化し、研修の実施等により情報共有化を図る。

- KPI : 社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率について 対前年度以上とする。

(※) 査定率 = レセプト点検により査定 (減額) した額 ÷ 協会けんぽの医療費総額

- ・ 多受診者等への対応として、加入者の健康維持および医療費適正化のため、1

月のレセプト件数が20件以上の者に対して、適正受診に向けた指導等を継続して実施する。

⑥ 柔道整復施術療養費の照会業務の強化

・多部位（施術箇所が3部位以上）かつ頻回（施術日数が月15日以上）の申請や負傷部位を意図的に変更するいわゆる「部位ころがし」と呼ばれる過剰受診について、加入者に対する文書照会を強化する。

なお、加入者に対する文書照会を行う際には、制度の仕組みを解説したリーフレットを同封するなど、柔道整復施術受診についての正しい知識の普及を図る。

■ KPI：柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所3部位以上、かつ月15日以上施術の申請の割合について対前年度以下とする

⑦ あんまマッサージ指圧・鍼灸施術療養費の審査手順の最適化の推進

・審査手順の標準化を推進する。

・受領委任制度導入により、文書化された医師の再同意の確認を確実に実施するとともに、不正疑い事案について、四国厚生支局徳島事務所へ情報提供を行う。

⑧ 返納金債権の発生防止のための保険証回収強化及び債権管理回収業務の推進

・日本年金機構の資格喪失処理後2週間以内に、保険証未回収者に対する返納催告を行うことを徹底するとともに、被保険者証回収不能届を活用した電話催告等を強化する。

・未返納の多い事業所データを活用した事業所への文書等による資格喪失届への保険証添付の徹底を周知する。

・債権の早期回収に取り組むとともに、保険者間調整の積極的な実施及び費用対効果を踏まえた法的手続きの実施により、返納金債権の回収率の向上を図る。

■ KPI：① 日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率を対前年度以上とする
② 返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る。）の回収率を対前年度以上とする

か月のレセプト件数が20件以上の者に対して、適正受診に向けた指導等を継続して実施する。

⑤ 柔道整復施術療養費等の照会業務の強化

・多部位（施術箇所が3部位以上）かつ頻回（施術日数が月に15日以上）及び部位ころがし（負傷部位を意図的に変更することによる過剰受診）の申請について、加入者に対する文書照会や適正受診の啓発を強化する。

■ KPI：柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所3部位以上かつ15日以上の施術の申請の割合について対前年度以下とする。

⑥ あんまマッサージ指圧・鍼灸施術療養費の適正化の推進

・受領委任制度導入により文書化された医師の再同意の確認を確実に実施するとともに、四国厚生支局徳島事務所へ情報提供を行った不正疑い案件については、逐次対応状況を確認し適正化を図る。

⑦ 返納金債権の発生防止のための保険証回収強化、債権回収業務の推進

・日本年金機構の資格喪失処理後2週間以内に、協会けんぽから保険証未回収者に対する返納催告を行うことを徹底するとともに、被保険者証回収不能届を活用した電話催告等を強化する。

・発生した債権の早期回収に取り組むとともに、保険者間調整及び法的手続きの積極的な実施により、返納金債権の回収率の向上を図る。

■ KPI：① 日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の保険回収率を95.70%以上とする。
② 返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る。）の回収率を対前年度以上とする。

⑨ 被扶養者資格の再確認の徹底

- ・ 事業所からの被扶養者資格確認リストを確実に回収するため、未提出事業所への勧奨を行う。
- ・ 未送達事業所については所在地調査により送達の徹底を行う。

■ KPI：被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を **92.7%**以上とする

⑩ オンライン資格確認の円滑な実施

- ・ オンライン資格確認の円滑な実施のため、加入者へのマイナンバー登録の促進を行い、収録率向上を図る。
- ・ **また、「保険者におけるマイナンバーカードの取得促進対策等（令和元年9月3日デジタル・ガバメント閣僚会議にて公表）」等に基づき、国が進めるマイナンバーカードの健康保険証としての利用の推進に協力する。**

■ KPI：**加入者のマイナンバー収録率を対前年度以上とする。**

⑪ 業務改革の推進

- ・ 現金給付業務等について、業務マニュアルや手順書に基づく統一的な事務処理の徹底を図り、業務の標準化・効率化・簡素化を推進する。
- ・ 職員の意識改革の促進を図り、業務量の多寡や優先度に対応する柔軟かつ最適

③医療給付費総額に占める資格喪失後受診に伴う返納金の割合を対前年度以下とする。

⑧ 限度額適用認定証の利用促進

- ・ 事業主や健康保険委員へのチラシやリーフレットによる広報や、地域の医療機関等窓口申請書を配置するなど利用促進を図る。
- KPI：高額療養費制度に占める限度額適用認定証の使用割合を **85.0%**以上とする。

⑨ 被扶養者資格の再確認の徹底

- ・ 被扶養者の国内居住要件等に対応した被扶養者資格再確認を確実に実施する。
- ・ 事業所からの被扶養者資格確認リストを確実に回収するため、未提出事業所への勧奨を行う。
- ・ 未送達事業所については所在地調査により送達の徹底を行う。

■ KPI：被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を **92.0%**以上とする

⑩ オンライン資格確認の円滑な実施

- ・ 国全体で実施するオンライン資格確認の円滑な施行に向けて、マイナンバーカードの健康保険証利用促進のための周知等を行う。
- ・ 現在協会けんぽが独自に実施しているオンライン資格確認については、引き続きその利用率向上に向けて取り組む。

■ KPI：現行のオンライン資格確認システムについて、U S Bを配布した医療機関における利用率を **50.0%**以上とする。

⑪ 的確な財政運営

- ・ 中長期的な視点から、健全な財政運営に努める。
- ・ 中長期的には楽観視できない協会の保険財政等について、加入者や事業主に対して情報発信を行う。

な事務処理体制の定着化により、柔軟かつ筋肉質な組織を構築し、生産性の向上を推進する。

2. 戦略的保険者機能関係

(2) 戦略的保険者機能の発揮により実現すべき目標

※第3期アクションプランの目標と同一

- I 加入者の健康度の向上
- II 医療等の質や効率性の向上
- III 医療費等の適正化

- ① 第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施（I、II、III）
・「特定健診・特定保健指導の推進」、「コラボヘルスの取組」、「重症化予防の対策」を基本的な実施事項とする第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）に基づく取組を着実かつ効果的、効率的に実施する。
・「特定健診・特定保健指導データ分析報告書」や「支部スコアリングレポート」等の分

2. 戦略的保険者機能関係

【目的・目標】

戦略的保険者機能の発揮をより確実なものとするため、保険者機能強化アクションプラン（第4期）、第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）に基づく取組を着実に実施する。具体的には、特定健康診査及び特定保健指導の実施率の向上、コラボヘルスの推進、ジェネリック医薬品の使用促進、医療費分析等に取り組むとともに、ビックデータを活用するなどして、将来を見据えた戦略的な対応を検討する。

(2) 戦略的保険者機能の発揮により実現すべき目標

※第3期アクションプランの目標と同一

- I 医療費の質や効率性の向上
- II 加入者の健康度を高めること
- III 医療費等の適正化

- ① ビックデータを活用した個人・事業所単位での健康・医療データの提供
・目標の実現に向けて、徳島の医療費、健診データ、加入者・患者からの考えを収集・分析するとともに、事業主や加入者へ情報提供を行うほか、他の保険者と連携しながら、県の医療審議会をはじめ地域の医療提供体制等に係る検討の場に参画し、意見発信を行うなどの働きかけを強化する。
- ② データ分析に基づいた第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施
・「特定健診・特定保健指導の推進」、「コラボヘルスの取組」、「重症化予防対策」を基本的な実施項目とする第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）に基づく取組を着実かつ効果的、効率的に実施する。なお、6か年計画で

析ツールを用いて、第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）のPDCAサイクルを効果的・効率的に回し、取組の実効性を高める。

上位目標：1人当たり糖尿病外来医療費(28年度:徳島支部 7,556円：全国平均 6,077円)を10年後の全国平均に近づける。

i) 特定健診実施率・事業者健診データ取得率等の向上

- ・特定健診実施率の向上に向けて、健診・保健指導カルテ等の活用により実施率への影響が大きいと見込まれる事業所や業態等を選定し、重点的かつ優先的に働きかけることで、効果的・効率的な受診勧奨を行う。
- ・被扶養者の特定健診実施率の向上に向けて、市との協定締結を進めるなど地方自治体との連携を推進し、がん検診との同時実施等の拡大を図る。
- ・事業者健診データの取得促進に向けて、徳島労働局との連携など関係団体に対する働きかけを行う。

- 被保険者（40歳以上）（実施対象者数：109,966人）
 - ・生活習慣病予防健診 実施率 53.1%（実施見込者数：58,392人）
 - ・事業者健診データ 取得率 18.6%（取得見込者数：20,454人）

- 被扶養者（実施対象者数：30,944人）
 - ・特定健康診査 実施率 36.6%（実施見込者数：11,326人）

○ 主な施策

被保険者

（生活習慣病予防健診）

- ・事業所規模・受診履歴等により対象者を選定することにより受診行動につながりやすい勧奨を行う。
- ・健診実施機関ごと目標値を定め、健診機関による受診勧奨を進める。
- ・事業所所在地別の健診可能数に基づき、計画的に健診委託先を拡大する。
- ・事業所健康度診断ツール等を活用し、訪問等により健康経営の推進と併せ利

ある第2期保健事業実施計画の前半の取組を評価（中間評価）し、後半3年はPDCAサイクルに沿って、取組みの実効性を高める。

上位目標：1人当たり糖尿病外来医療費(28年度:徳島支部 7,556円：全国平均 6,077円)を10年後の全国平均に近づける。

i) 特定健診受診率・事業者健診データ取得率の向上

- ・特定健診受診率の向上にむけ、「健診・保健指導カルテ」等の活用により受診率への影響が大きいと見込まれる事業所や業態等を選定し、重点的かつ優先的に働きかけることで、効果的・効率的な受診勧奨を行う。併せてナッジ理論等を活用した受診勧奨を行う。
- ・事業者健診データの取得促進に向けて、徳島労働局との連携など、関係団体に対する働きかけを行う。

- 被保険者（40歳以上）（受診対象者数：108,444人）
 - ・生活習慣病予防健診 受診率 52.2%（受診見込者数：56,608人）
 - ・事業者健診データ 取得率 14.7%（取得見込者数：15,942人）

- 被扶養者（受診対象者数：28,798人）
 - ・特定健康診査 受診率 31.7%（受診見込者数：9,129人）

○ 主な施策

被保険者

（生活習慣病予防健診）

- ・事業所規模、受診履歴等により対象者を選定・GISの活用等により受診行動につながりやすい勧奨を行う。
- ・健診実施機関ごと目標値を定め、健診機関による受診勧奨を進める。
- ・事業所所在地別の健診可能数に基づき、計画的に健診委託先を拡大する。
- ・事業所健康度診断ツール等を活用し、訪問等により健康経営の推進と併せ利

用拡大を図る。

- ・**集団健診を実施し、健診実施機関が少ない地域の健診機会を増やす。**

(事業者健診)

- ・徳島労働局及び徳島県との3者連名での健診結果提供に関する行政通知を最大限に活用し、電話及び訪問により提供依頼を行う。
- ・各事業所の健診実施月に合わせ、事業所または事業者健診実施機関に健診結果提供依頼を行う。
- ・商工会議所等の団体主催の集団健診と連携し、効果・効率的に健診結果を取得する。
- ・**外部委託による提供依頼を行う。**

被扶養者

- ・自己負担なく受診可能な健診機関を拡大する。
- ・市町村が行うがん検診と同時に受診できる健診機会を確保し、年度当初の受診券送付時に案内・未申込者へは再勧奨を行い、「忘れ」を防止する。
- ・自己負担なく受診可能な健診機関において、無料オプション検査も併せて利用できる期間を設け、案内・実施する。
- ・県内全域で集団健診を実施し、併せて当日または後日に特定保健指導を実施する。

- KPI : ① 生活習慣病予防健診実施率を **53.1%**以上とする
- ② 事業者健診データ取得率を **18.6%**以上とする
- ③ 被扶養者の特定健診実施率を **36.6%**以上とする

ii) 特定保健指導の実施率及び質の向上

- ・健診実施機関等への外部委託による特定保健指導の更なる推進を図り、健診・保健指導を一貫して行うことができるよう健診当日の初回面談の実施を推進する。また、実施率への影響が大きいと見込まれる事業所等を選定し、重点的かつ優先的に利用勧奨を行う。併せて、情報通信技術を活用すること等により、特定保健指導対象者の更なる利便性の向上を図る。

用拡大を図る。

(事業者健診)

- ・徳島労働局及び徳島県との3者連名での健診結果提供に関する行政通知を最大限に活用し、電話及び訪問により提供依頼を行う。
- ・各事業所の健診実施月に合わせ、事業所または事業者健診実施機関に健診結果提供依頼を行う。
- ・商工会議所等の団体主催の集団健診と連携し、効果・効率的に健診結果を取得する。

被扶養者

- ・自己負担なく受診可能な健診機関を拡大する。
- ・市町村が行うがん検診と同時に受診できる健診機会を確保し、年度当初の受診券送付時に案内・未申込者へは再勧奨を行い、「忘れ」を防止する。
- ・自己負担なく受診可能な健診機関において、無料オプション検査も併せて利用できる期間を設け、案内・実施する。
- ・年度末に県内全域で集団健診を実施し、当日または後日に特定保健指導も実施する。

- KPI : ① 生活習慣病予防健診実施率を 52.2%以上とする。
- ② 事業者健診データ取得率を 14.7%以上とする。
- ③ 被扶養者の特定健診受診率を 31.7%以上とする。

ii) 特定保健指導の実施率の向上

- ・健診実施機関等への外部委託による特定保健指導の更なる推進を図り、健診・保健指導を一貫して行うことができるよう健診当日の初回面談の実施を推進する。また、保健指導実施率への影響が大きいと見込まれる事業所等を選定し、重点的かつ優先的に保健指導の利用勧奨を行う。併せてナッジ理論を活用した利用勧奨を行う。

・平成 30 年度からの特定保健指導の実施方法の見直しにより可能となった新たな手法による特定保健指導を引き続き実施するとともに、効果検証を行う。

- 被保険者（特定保健指導対象者数：14,949 人）
 - ・特定保健指導 実施率 33.2%（実施見込者数：4,970 人）
- 被扶養者（特定保健指導対象者数：1,131 人）
 - ・特定保健指導 実施率 15.5%（実施見込者数：175 人）

○ 主な施策

- ・特定保健指導対象者を最優先に案内を行い、事業所や対象者の希望に応じた訪問日程や訪問場所を調整する。
- ・特定保健指導対象者の終了率を高め、成果を出すため、契約保健師等の人材育成に取り組み、スキルアップを図る。
- ・リモートによる特定保健指導が実施できる体制を整え、機会の拡大を図る。

- KPI：① 被保険者の特定保健指導の実施率を 33.2%以上とする
② 被扶養者の特定保健指導の実施率を 15.5%以上とする

iii) 重症化予防対策の推進

- ・未治療者に対する受診勧奨を確実に実施する。なお、現役世代の重症化予防対策として、尿蛋白の検査値等にも着目した受診勧奨を行う。
- ・また、かかりつけ医との連携等による糖尿病の重症化予防に取り組む。

- 未治療者に対する受診勧奨における二次勧奨実施予定人数：1,380 人
被保険者 ・一次および二次勧奨域者へ、通知 1～2 か月後に電話または文書による受診勧奨を行う。
また、受診行動をより高めるため、電話勧奨の前に支部より糖尿病認定・専門医を案内する。
被扶養者 ・文書による受診勧奨を支部独自に行う。

・平成 30 年度からの特定保健指導の実施方法の見直しにより可能となった新たな特定保健指導の手法を検討し実施する。

- 被保険者（特定保健指導対象者数：14,583 人）
 - ・特定保健指導 実施率 26.0%（実施見込者数：3,792 人）
- 被扶養者（特定保健指導対象者数：776 人）
 - ・特定保健指導 実施率 9.1%（実施見込者数：71 人）

○ 主な施策

- ・特定保健指導対象者を最優先に案内を行い、事業所や対象者の希望に応じた訪問日程や訪問場所を調整する。
- ・特定保健指導対象者の終了率を高め、成果を出すため、契約保健師等の人材育成に取り組み、スキルアップを図る。
- ・後日実施が困難な事業所へ、健診当日保健指導を提案・実施する

- KPI：特定保健指導の実施率を 25.2%以上とする。

iii) 重症化予防対策の推進

- ・未治療者に対する受診勧奨を確実に実施する。また、かかりつけ医との連携等による糖尿病の重症化予防に取り組む。

- 未治療者に対する受診勧奨における二次勧奨実施予定人数：602 人
被保険者 ・一次および二次勧奨域者へ、通知 1～2 か月後に電話または文書による受診勧奨を行う。
また、受診行動をより高めるため、電話勧奨の前に支部より糖尿病認定・専門医を案内する。
被扶養者 ・文書による受診勧奨を支部独自に行う。

○ 糖尿病性腎症・尿蛋白陽性者に係る重症化予防事業

・糖尿病性腎症患者のうち、生活習慣の改善により人工透析導入開始を遅らせることが期待できる者を、担当医師および患者同意のもと、支部保健師による生活改善指導を実施する。

・尿蛋白陽性者に対し、文書による受診勧奨を行う。

- KPI：受診勧奨後3か月以内に医療機関を受診した者の割合を11.8%以上とする

iv) コラボヘルスの推進

・事業所カルテを活用し、健康事業所宣言事業所数の更なる拡大を図るとともに、取組の質を向上させる観点から、宣言事業所に対するフォローアップの強化を図る。

・健康教育（身体活動・運動や食生活・栄養）を通じた若年期からのヘルスリテラシーの向上を図るため、新たなポピュレーションアプローチについて検討する。

- KPI：健康宣言事業所数を450事業所以上とする。

② 広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進<Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ>

・本部で作成するyoutube等の動画を活用しつつ、引き続き、地域の実情や時節柄等に応じた広報を行う。

・健康保険委員の委嘱拡大に向けた取り組みを強化するとともに、健康保険委員活動の活性化を図るための研修や広報誌等を通じた情報提供を実施する。

- KPI：全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を56.5%以上とする

③ ジェネリック医薬品の使用促進<Ⅱ、Ⅲ>

<課題分析>

・支部間格差を解消するため、協会で作成した「ジェネリックカルテ」及び「データブック」により重点的に取り組むべき課題（阻害要因）を明確にし、対策の優先順位を

○ 糖尿病性腎症に係る重症化予防事業

・糖尿病性腎症患者のうち、生活習慣の改善により人工透析導入開始を遅らせることが期待できる者を、担当医師および患者同意のもと、支部保健師による生活改善指導を実施する。

- KPI：受診勧奨後3か月以内に医療機関を受診した者の割合を12.9%以上とする。

iv) 健康経営（コラボヘルスの推進）

・健康事業所宣言事業所数の更なる拡大を図るとともに、取組の質を向上させる観点から、宣言事業所に対するフォローアップの強化を図る。

③ 広報活動や健康保険委員を通じた加入者などの理解促進

・ナッジ理論等を活用したリーフレットやチラシを作成し、特定健診等の効果的な受診勧奨を行う。

・健康保険委員活動の活性化を図るため、研修会を開催するとともに、広報誌等を通じた情報提供を実施する。

- KPI：①広報活動における加入者理解率の平均について対前年度以上とする。
②全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を55.5%以上とする。

④ ジェネリック医薬品の使用促進

・新たな指標を追加したジェネリックカルテを活用し、阻害要因を分析する。

・個別の医療機関・調剤薬局に対する見える化ツールの活用には、上記分析の結果に基づき効果的なアプローチを行う。また、アプローチをスムーズするため

付けて取り組む。

＜医療機関・薬局へのアプローチ＞

- ・協会で作成した「医療機関・薬局向け見える化ツール」及び「医薬品実績リスト」等を活用し、医療機関・薬局に対する働きかけを強化する。

＜加入者へのアプローチ＞

- ・加入者にジェネリック医薬品を正しく理解していただけるよう、ジェネリック医薬品軽減額通知や希望シールの配布、イベント・セミナーの開催などにも着実に取り組む。
- ・都道府県や薬剤師会、他の保険者等と連携した取組を実施する。

■ KPI：ジェネリック医薬品使用割合(※)を年度末時点で **74.9%**以上とする。

※ 医科、DPC、歯科、調剤

④ インセンティブ制度の実施及び検証〈Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ〉

- ・加入者及び事業主にインセンティブ制度の仕組みや意義を理解していただけるよう、周知広報を行う。

⑤ 好事例パイロット事業の活用〈Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ〉

- ・他支部が取り組んだパイロット事業について、徳島支部でも効果があると思われる好事例や全国展開となった事業については確実に取り組み活用していく。

⑥ 地域の医療提供体制等への働きかけや医療保険制度に係る意見発信〈Ⅱ、Ⅲ〉

i) 医療計画及び医療費適正化計画に係る意見発信

- ・現行の医療計画及び医療費適正化計画に基づく取組の進捗状況を把握しつつ、医療計画及び医療費適正化計画が着実に推進されるよう意見発信を行う。

ii) 医療提供体制に係る意見発信

- ・効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議 や医療審議会等の場において、協会における医療データの分析結果等（医療費の地域差や患者の流出入状況等）を活用し、エビデンスに基づく効果的な意見発信

に、必要に応じて県担当部局、関係機関等への働きかけを行う。

- ・他の保険者等と連携し、加入者に対する効果的な働きかけを行う。
- ・令和2年10月以降の新たな目標について、国の動向を踏まえつつ検討する。

■ KPI：協会けんぽのジェネリック医薬品使用割合を **72.6%**以上とする。

⑤ インセンティブ制度の着実な実施

- ・令和元年度の実施結果を迅速に検証し、その後の検討につなげるとともに、引き続き、制度の周知広報を丁寧に行う。

⑥ パイロット事業を活用した好事例の全国展開

- ・他支部が取り組んだパイロット事業について、徳島支部でも効果があると思われる好事例や全国展開となった事業については確実に取り組み活用していく。
- ・今後支部で予定している新規事業について、令和3年度パイロット事業として本部へ提案していく。

⑦ 地域の医療提供体制への働きかけや医療保険制度改正等に向けた意見発信

i) 意見発信のための体制確保

- ・医療提供体制等に係る意見発信を行うために、被用者保険参加率の低い地域を中心に、必要な体制を確保（会議体への参画数拡大）するため、徳島県及び関係団体に参画を要請する。

ii) 医療データ等の分析

- ・地域ごとの診療行為別の標準化レセプト出現比（SCR）を分析するための

を行う。

iii) 医療保険制度の持続可能性の確保等に向けた意見発信

- ・ 加入者の健康増進や医療保険制度の持続可能性の確保、地域包括ケアの構築等に関する意見発信を行う。

iv) 上手な医療のかかり方に係る働きかけ

- ・ 地域医療を守る観点から、医療データの分析結果等を活用しつつ、不要不急の時間外受診や休日受診を控えるなどの「上手な医療のかかり方」について、関係団体とも連携しつつ、加入者や事業主に対して効果的な働きかけを行う。

- KPI：効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議や医療審議会等の場において、医療データ等を活用した効果的な意見発信を、全支部で実施する

⑦ 調査研究の推進（Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ）

i) 医療費分析

- ・ 医療費適正化に向けた事業の実施につなげるため、地域差の要因等について、レセプトデータ等から調査分析を実施する。

3. 組織・運営体制関係

(3) 組織・運営体制関係

I) 人事・組織に関する取組

① 人事制度の適正な運用と標準人員に基づく人員配置

- ・ 本部が示す契約職員も含めた人員配置に基づき組織体制を見直し、支部組織の運営体制強化を図る。

ツール等を活用し、適切な医療機能の分化・連携に向けた意見発信のための分析を行う。

iii) 外部への意見発信や情報提供

- ・ 地域医療構想調整会議等において、医療データ等の分析結果や地域医療が見える化したデータベース等を活用し、エビデンスに基づく意見発信等を行う。
- ・ 医療データ等の分析結果を踏まえ、医療費の地域格差の要因等について、ホームページ等により、加入者や事業主へ情報提供を行う。

- KPI：① 他の被用者保険者との連携を含めた、地域医療構想調整会議への支部参加率を90.0%以上とする。
② 政府の「経済・財政と暮らしの指標「見える化」データベース」等を活用した効果的な意見発信を実施する。

3. 組織・運営体制関係

【目的・目標】

保険者機能の基盤となる組織体制の人材育成については、OJTを中心としつつ、効果的に研修を組み合わせることで組織基盤の底上げを図る。
また、内部統制の強化を行うとともに、システム運営の強化を行う。

(3) 組織・運営体制関係

① 人事制度の適正な運用と標準人員に基づく人員配置

- ・ 本部が示す契約職員も含めた人員配置に基づき組織体制を見直し、支部組織の運営体制強化を図る。

② 人事評価制度の適正な運用

- ・ 評価者を中心として個人目標の設定や評価結果のフィードバックによる人材育成の重要性など、職員の人事評価制度に関する理解を深め、評価結果を適正に処遇に反映させることにより、実績や能力本位の人事を実施する。

③ OJTを中心とした人材育成

- ・ 各グループ内での勉強会等OJTを中心としつつ、本部開催の研修参加者による支部内伝達研修の実施や、外部講師を招いた研修など行い知識の習得や能力の向上を図る。

④ 本部支部間の連携の強化

- ・ 加入者の健康増進のための新たな取組の推進など、戦略的保険者機能を更に強化していくため、本部支部間の更なる連携の強化に向けた検討を行う。

⑤ 支部業績評価の実施

- ・ 支部業績評価の評価項目について、毎月各グループ進捗会議を開催しP D C A 状況を把握することにより業績向上に向け取り組んでいく。

Ⅱ) 内部統制に関する取組

① 内部統制の強化

- ・ 内部統制基本方針に則り、支部内の統制整備を着実に進める。

② リスク管理

- ・ 職員のリスク意識や危機管理能力を高め、有事の際に万全に対応できるよう、個人情報保護研修を行うとともに、各種リスクを想定した訓練を実施する。

③ コンプライアンスの徹底

- ・ 法令等規律の遵守（コンプライアンス）について、職員研修等を通じてその徹底を図る。

② 人事評価制度の適切な運用

- ・ 協会の理念の実現に向けて、組織目標を達成するための個人目標を設定し、評価者研修などを通じて人事評価制度に関する職員の理解を深め、同制度を適正に運用する。

③ OJTを中心とした人材育成

- ・ 各グループ内での勉強会等OJTを中心としつつ、本部開催の研修参加者による支部内伝達研修の実施や、外部講師を招いた研修など行い知識の習得や能力の向上を図る。

④ 支部業績評価の実施

- ・ 支部業績評価の評価項目について、毎月各グループ進捗会議を開催しP D C A 状況を把握することにより業績向上に向け取り組んでいく。

Ⅲ) その他の取組

① 費用対効果を踏まえたコスト削減等

- ・調達における競争性を高めるため、一者応札案件の減少に努める。
入札案件においては、業者への声掛けの徹底、公告期間や納期までの期間の十分な確保、仕様書の見直し等の取組みを行うことで、多くの業者が参加しやすい環境を整備する。
- ・一者応札となった入札案件については、入札説明書を取得したが入札に参加しなかった業者に対するアンケート調査等を実施し、次回の調達改善に繋げる。
- ・また、少額随意契約の範囲内においても、可能な限り一般競争入札又は見積競争公告（ホームページ等で調達案件を公示し広く見積書の提出を募る方法）を実施する。

■ KPI：一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、20%以下とする

⑤ 費用対効果を踏まえたコスト削減等

- ・調達における競争性を高めるために、一者応札案件の減少に努める。
- ・参加が予想される業者に広くPRを行う等周知に努める他、十分な公告期間や履行期間を設定することにより、多くの業者が参加しやすい環境を整備する。
- ・また、一者応札となった入札案件については、入札説明書を取得したが入札に参加しなかった業者に対するアンケート調査等を実施し、次回の調達改善につなげる。

■ KPI：一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、20%以下とする。

なお、一般競争入札案件が4件以下となる場合は、一者応札件数を1件以下とする。

⑥ コンプライアンスの徹底

- ・法令等規律の遵守（コンプライアンス）について、職員研修等を通じてその徹底を図る。

⑦ リスク管理

- ・大規模自然災害や個人情報保護・情報セキュリティ事案への対応など、より幅広いリスクに対応できるリスク管理体制の強化を図る。
- ・情報セキュリティ対策についてはCSIRT（Computer Security Incident Response Team）において迅速かつ効率的な初動対応を行う。
- ・平時から有事に万全に対応できるよう、危機管理能力の向上のための研修や訓練を実施する。

	<p>⑧ 内部統制の強化に向けた取組</p> <ul style="list-style-type: none">・協会設立後、10年以上経過したが、この間、個人情報保護の厳格化や、大規模自然災害の頻発、情報通信技術の発達による情報セキュリティ事案の増加など、協会を取り巻く環境が大きく変化していることを受け、リスク管理の一層の強化が不可欠になっている。また、これまで基盤的保険者機能に多くのリソースを割かざるを得なかったが、今後は、加入者の健康増進のための新たな取組の推進など戦略的保険者機能をさらに強化していくことが必要。このため、中長期的な視点から、本部支部間の更なる連携の強化に向けた検討を行う。 <p>⑨ ペーパーレス化の推進</p> <ul style="list-style-type: none">・戦略的保険者機能の発揮には、一層の事務効率化による適切な人員配置が求められることから、本部支部におけるペーパーレス化の推進のための検討を進める。
--	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

